選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる 改正 マーク付き。
- 選択式試験問題としての 難易度 を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいＡ５サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。（なお、長文の問題については一部構成が異なります。）
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「 完成文 」を収載（過去本試験問題を除く）。条文読込みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成28年から令和７年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。（一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。）

2 仕　様

〔１〕出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。

※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。
　科目別講義テキストのみの販売はしておりません。

〔２〕形　式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。（一部除く。）

また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。

※ 合格基準点 …本試験における合格基準点を表しています。

3 表示の意味

左 問題(左)ページ

❶ **改正項目**：問題文見出しの右横に 改正 が付いているものは、改正箇所であることを示しています。

❷ **難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、A・B・Cとランク付けしています。

難易度 A …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題

難易度 B …難易度 A ランクの問題と、難易度 C ランクの問題が混在した問題

難易度 C …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題

❸ **Check欄**：Check欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご活用下さい。

❹ **選択肢**：5空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

右 問題(右)ページ

❺ **完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕択一式対策の学習と選択式対策の学習はどっちが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、難易度 A・B・Cの順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧下さい。

〔3〕問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、５つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には４個に絞ることができます。この正解肢候補の４個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。Ａ～Ｅの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第１章　健康保険法

			難易度	
問題１	目的、基本的理念		A	2
問題２	保険者、適用事業所		B	4
問題３	被保険者		B	8
問題４	被扶養者		C	12
問題５	収入がある者に係る被扶養者の認定	改正	C	16
問題６	報酬、賞与その他		B	18
問題７	資格取得時決定		B	22
問題８	定時決定		C	26
問題９	随時改定(1)		C	28
問題10	随時改定(2)、産前産後休業を終了した際の改定		B	30
問題11	育児休業等を終了した際の改定		C	34
問題12	標準報酬月額の等級区分の改定		C	38
問題13	国庫負担、国庫補助	改正	A	40
問題14	保険料等	改正	A	44
問題15	保険料額	改正	A	48
問題16	一般保険料率		A	52
問題17	協会健保の一般保険料率(1)		B	56
問題18	協会健保の一般保険料率(2)		B	60
問題19	協会健保の一般保険料率(3)		A	62
問題20	保険料の免除、繰上げ徴収		B	64

問題21	滞納処分等(1)	B	68
問題22	滞納処分等(2)	A	70
問題23	延滞金	C	72
問題24	協会による広報その他	A	76
問題25	療養の給付(1)	B	78
問題26	療養の給付(2)	B	80
問題27	保険医療機関等、保険医等(1)	B	84
問題28	保険医療機関等、保険医等(2)	B	88
問題29	保険医療機関等、保険医等(3)	B	92
問題30	療養の給付の一部負担金	C	96
問題31	入院時食事療養費	B	98
問題32	入院時生活療養費	B	100
問題33	保険外併用療養費、療養費	B	104
問題34	訪問看護療養費、移送費	A	108
問題35	傷病手当金	B	112
問題36	出産育児一時金	B	116
問題37	出産手当金	B	120
問題38	埋葬料	C	124
問題39	家族療養費	C	126
問題40	家族給付	C	130
問題41	70歳未満の高額療養費	B	132
問題42	70歳以上の月間の高額療養費	B	136
問題43	高額介護合算療養費	A	140
問題44	資格喪失後の給付	C	144

問題45	保険給付の制限	B	148
問題46	法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例、不正利得の徴収	B	152
問題47	損害賠償請求権、基金等への事務の委託	B	156
問題48	保健事業及び福祉事業	A	160
問題49	任意継続被保険者(1)	C	162
問題50	任意継続被保険者(2)	B	166
問題51	特例退職被保険者	B	170
問題52	日雇特例被保険者	B	172
問題53	標準賃金日額、日雇特例被保険者の保険料その他(1) 改正	B	174
問題54	日雇特例被保険者の保険料その他(2)	B	178
問題55	日雇特例被保険者の傷病手当金	B	182
問題56	特別療養費、特別療養給付	B	184
問題57	全国健康保険協会(1)	A	186
問題58	全国健康保険協会(2)	B	188
問題59	全国健康保険協会(3)	A	190
問題60	健康保険組合(1)	C	194
問題61	健康保険組合(2)	B	198
問題62	健康保険組合(3)	A	202
問題63	健康保険組合(4)	B	204
問題64	健康保険組合連合会 改正	A	208
問題65	調整保険料率	A	210
問題66	不服申立て	B	212
問題67	時効その他(1)	B	214
問題68	時効その他(2)	A	216

第 2 章　健康保険法（過去本試験問題）

		難易度	
問題 1	平成28年（改題）	A	222
問題 2	平成29年	A	224
問題 3	平成30年	A	228
問題 4	令和元年（改題）	B	230
問題 5	令和 2 年	A	234
問題 6	令和 3 年（改題）	B	238
問題 7	令和 4 年（改題）	C	242
問題 8	令和 5 年	C	246
問題 9	令和 6 年	B	250
問題10	令和 7 年	C	254

第1章 健康保険法

問題１　目的、基本的理念

難易度 A

Check欄 A□□□ B□□□ C□□□ D□□□ E□□□

1　健康保険法は、労働者又はその［ A ］の業務災害(労働者災害補償保険法第７条第１項第１号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2　健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、［ B ］の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び［ C ］並びにこれらに密接に関連する制度と併せて、その在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の［ D ］化、給付の内容及び費用の負担の［ E ］化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

選択肢

① 安定　② 介護保険制度　③ 高額
④ 後期高齢者医療制度　⑤ 効率　⑥ 国営
⑦ 産業構造　⑧ 疾病構造　⑨ 社会構造
⑩ 人口構造　⑪ 親族　⑫ 専門　⑬ 低額
⑭ 適正　⑮ 配偶者　⑯ 被扶養者　⑰ 扶養家族
⑱ 民営　⑲ 老人福祉制度　⑳ 老人保健制度

解　答

A　⑯　被扶養者　（法１条）
B　⑧　疾病構造　（法２条）
C　④　後期高齢者医療制度　（法２条）
D　⑤　効率　（法２条）
E　⑭　適正　（法２条）

完成文

1　健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法第７条第１項第１号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2　健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せて、その在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

問題２　保険者、適用事業所　難易度 B

Check欄 A□□□ B□□□ C□□□ D□□□ E□□□

1　健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

2　全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の保険を管掌する。

3　全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（ A に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

4　健康保険法第３条によると、適用事業所とは、以下のいずれかに該当する事業所をいう。

ア　法定業種の事業の事業所であって、 B 以上の従業員を使用するもの

イ　上記アに掲げるもののほか、 C の事業所であって、常時従業員を使用するもの

5　適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができ、当該認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の D の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

6　適用事業所が、上記４に該当しなくなったときは、その事業所について上記５の認可があったものとみなす。

7　上記５の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができ、当該認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の E の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

8　二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。当該承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

選択肢

① ２分の１以上　② ３分の１以上　③ ３分の２以上
④ ４分の１以上　⑤ ４分の３以上　⑥ ５人
⑦ ５分の４以上　⑧ 10人
⑨ 介護保険第２号被保険者である被保険者　⑩ 過半数
⑪ 国、地方公共団体又は法人　⑫ 国又は法人
⑬ 後期高齢者医療の被保険者　⑭ 常時10人
⑮ 常時５人　⑯ 全員　⑰ 任意継続被保険者
⑱ 被扶養者　⑲ 法人　⑳ 法人の事業所以外

解　答

A　⑰　任意継続被保険者　（法５条）
B　⑮　常時５人　（法３条）
C　⑪　国、地方公共団体又は法人　（法３条）
D　①　２分の１以上　（法31条）
E　⑤　４分の３以上　（法33条）

完成文

1　健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

2　全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の保険を管掌する。

3　全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

4　健康保険法第３条によると、適用事業所とは、以下のいずれかに該当する事業所をいう。

ア　法定業種の事業の事業所であって、常時５人以上の従業員を使用するもの

イ　上記アに掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

5　適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができ、当該認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の２分の１以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

6　適用事業所が、上記４に該当しなくなったときは、その事業所について上記５の認可があったものとみなす。

7　上記５の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができ、当該認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者(被保険者である者に限る。)の４分の３以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

8　二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。当該承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。